

2024年9月17日

編著委員会代表者 様
著作者 様

一般社団法人日本建築学会
環境工学委員会

「日本建築学会環境基準（AIJES）著作者人格権不行使に関する同意書」の提出のご依頼

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会環境工学委員会への出版事業に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本会環境工学委員会は、本会刊行物の日本建築学会環境基準（AIJES）を適切に継続するうえでの諸課題に対処するため、日本建築学会環境基準（AIJES）の著作者人格権に関する扱いを新たに決めました。

つきましては、著作者には、著作者人格権不行使に関する諸手続きをお願いしたいと存じますので、以下の説明事項をご一読のうえ、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

◎同意書の提出にあたっての手続き

- （1）著作者（執筆者）は、執筆開始前に、企画刊行運営委員会ないし環境工学本委員会のWebページから「日本建築学会環境基準（AIJES）著作者人格権不行使に関する同意書（以下「同意書」とする）」をダウンロードしてください。
- （2）著作者は、同意書の内容を確認・同意してから執筆にとりかかってください。
- （3）編著委員会代表者（主査）は、事務局への原稿提出時に、著作者全員の署名・押印済みの同意書を、あわせて事務局に提出してください。
- （4）事務局から同意書を受け取った環境工学委員会は、本委員会に報告のうえこれを保管します。

注1）本同意書の提出は、著作者人格権の行使により日本建築学会環境基準（AIJES）の継続性に支障が出ないようにするための扱いです。パブリックコメント意見への対応の仕方や意見の対立が起きたときの調整の手順等を明確にし、意見を聞き、対応するための体制を整えたうえでの判断であり、著作者人格権不行使の扱いにより意見を軽視するものではありません。

注2）同意書が提出できない場合には、著作者はその理由書を当該関連運営委員会に提出します。パブリックコメント意見への対応の仕方や意見の対立が起きた場合は、当該運営委員会が責任をもって対応します。